

選定療養費の金額について

当院は大阪府より【紹介受診重点医療機関】として承認されています。
紹介受診重点医療機関では、紹介状を持たずに受診した患者さんから選定療養費を徴収する義務が課されます。予めご了承ください。

初診 7,700円（税込）

再診 3,300円（税込）

※紹介状がない場合でも、医師の判断で継続通院中の方には該当しません。

※紹介受診重点医療機関とは、国（厚生労働省）が、「初期治療は地域のかかりつけ医で、高額な医療機器や設備が必要な医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進と、かかりつけ医の推奨を図るために定めた制度で、かかりつけ医などからの紹介状を持って、受診いただくことに重点を置いた医療機関のことです。

但し、次に該当する方は、選定療養費はいただきません。

- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- 生活保護や指定難病などによる各種公費負担制度受給対象の方
- 労働災害・公務災害で受診する方
- 救急搬送された緊急の場合



ご不明点などありましたら、どうぞお気軽にお声がけください。